

令和3年8月25日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

家庭保育への協力について

現在、本市では、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大が続いており、今月だけで延べ13（8月24日現在）の保育所（園）等で臨時休園となりました。また、幼稚園や認定こども園においても、臨時休園となったり、子どもの感染も多数確認されています。

今後、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等での感染拡大リスクを抑えていくためには、保護者の皆様のさらなる感染防止対策へのお力添えが必要です。

については、緊急事態措置を実施すべき区域の指定を受けた地域における認定こども園の運営については、内閣府の通知（令和3年4月26日付）により、保育所（園）と同様、感染防止策を徹底しつつ、原則開園することとされています。

このため、開園を継続いたしますが、各ご家庭の可能な範囲（例えば、保護者の方が休暇等でお休みが可能な日など）において、登園をお控えいただき、ご家庭での保育にご協力いただくよう、お願い申し上げます。

また、登園いただくにあたっては、これまでもお願いしている感染防止対策にご留意いただきますよう、改めてお願いいたします。

記

1 家庭保育の協力依頼期間

令和3年8月26日(木)から9月12日(日)まで

2 保育料等について

協力依頼期間に登園しなかった場合の保育料（3号認定）については、日割り計算し減額いたします（詳しい手続等については、別途お知らせいたします）。

なお、3歳以上のお子さんの副食材料費の取り扱いについては、各園で事情が異なるため、各園に直接お問い合わせください。

<添付資料>

【市通知】

◇新型コロナウイルス感染症の感染防止対策への協力について

[令和3年8月18日・子ども家庭局通知]

(問い合わせ先)

北九州市子ども家庭局幼稚園・こども園課

担当 石川・廣渡（施設運営）、檜垣（保育料）

電話 582-2550